



日本で車を運転したい

日本で運転できる外国の運転免許をもっている

1-2 (1) 国際運転免許証 (ジュネーブ条約締結国発給)

国際運転免許証を持っている人は、下記の期間であれば日本国内で車の運転ができる
期間: 日本に上陸した日から1年間または国際免許証の有効期間のいずれかの短い期間。ただし、外国人登録証の登録を受けている者が再入国許可を受けて出国し、当該出国の日から3か月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合を除く

1-2 (2) 国際運転免許証を更新するには

発給国で新たに取得。ただし、日本を出国してから3か月以上外国に滞在しなければならない

1-2 (3) 外国運転免許証 (ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの国内免許証)

ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証については、日本語の翻訳文が添付されていれば、入国してから1年間は運転はできる(運転中はパスポートを所持していなければならない)

1-3 日本の運転免許に切り替える

- ① 切替申請をする
- ② 適性検査を受ける
- ③ 学科試験を受ける
- ④ 技能試験を受ける

(オーストラリア、韓国などの22カ国と1地域の免許証の場合は、③ 学科試験と ④ 技能試験は免除)

日本の運転免許をとる

1-4 (2) 指定自動車教習所に通う

1-4 日本の運転免許証を取得する



あなたが自分で運転する車やバイク、自転車などを保有したり、使用したりするときに必要な、運転免許、登録、交通ルール、事故について紹介します。

1 運転免許

1-1 日本で車を運転するには

あなたが日本で自動車やバイクを運転するときには運転免許が必要です。また、運転免許証は、運転するときには必ず携帯していなければなりません。日本で運転できる免許証は次の通りです。

●日本で運転できる免許証

日本で取得した運転免許証

ジュネーブ条約締結国発給の国際運転免許証

外国運転免許証(ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの国内免許証)



うんてんめんきょ
1 運転免許

こくさいうんてんめんきょしょう がいこくうんてんめんきょしょう
1-2 国際運転免許証と外国運転免許証

こくさいうんてんめんきょしょう
(1) 国際運転免許証

じょうやく ていけつ くに はつきゅう こくさいうんてんめんきょしょう も ひと つぎ きかん にほんこく
ジュネーブ条約を締結している国が発給した国際運転免許証を持っている人は、次の期間、日本国
ない くるま うんてん
内で車の運転ができます。

こくさいうんてんめんきょしょう うんてん きかん
●国際運転免許証で運転できる期間

こくさいうんてんめんきょしょう うんてん きかん にほん じょうりく ひ ねんかん こくさいめんきょしょう ゆう
国際運転免許証で運転できる期間は、日本に上陸した日から1年間または国際免許証の有
こうきかん みじか きかん がいこくじんとうろくしょう とうろく う もの さいにゅうこく
効期間のいずれかの短い期間です。ただし、「外国人登録証の登録を受けている者が再入国
きよか う しゅこく とうがいしゅこく ひ げつ み きかんない ふたたび ほんぽう じょうりく ば
許可を受けて出国し、当該出国の日から3カ月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場
あい のぞ ばあい きさんび さいしょ にほん じょうりく ひ
合を除く」とされています。つまり、このような場合、起算日は最初に日本に上陸した日となりま
す。

●道路交通に関する条約(ジュネーブ条約)締約国

[平成 19 年 5 月 14 日現在]

アルバニア	アルジェリア	アルゼンチン	オーストラリア
オーストリア	バングラデシュ	バルバドス	ベルギー
ベナン	ボツワナ	ブルガリア	カンボジア
カナダ	みなみ きょうわこく 南 アフリカ 共和国	チリ	きょうわこく コンゴ 共和国
コートジボワール	キューバ	キプロス	チェコ
みんしゅきょうわこく コンゴ 民主 共和国	デンマーク	きょうわこく ドミニカ 共和国	エクアドル
エジプト	フィジー	フィンランド	フランス
グルジア	ガーナ	ギリシャ	グアテマラ
ハイチ	バチカン	ハンガリー	アイスランド



インド	アイルランド	イスラエル	イタリア
ジャマイカ	<small>にほん</small> 日本	ヨルダン	キルギス
ラオス	レバノン	レソト	ルクセンブルグ
マダガスカル	マラウイ	マレーシア	マリ
マルタ	モナコ	モロッコ	ナミビア
オランダ	ニュージーランド	ニジェール	ノルウェー
パプアニューギニア	パラグアイ	ペルー	フィリピン
ポーランド	ポルトガル	<small>だいかんみんこく</small> 大韓民国	ルーマニア
ロシア	ルワンダ	サンマリノ	セネガル
シエラレオネ	シンガポール	スロバキア	<small>ちゅうおう</small> 中央アフリカ
スペイン	スリランカ	スウェーデン	シリア
タイ	トーゴ	トリニダード・トバコ	チュニジア
トルコ	ウガンダ	イギリス	<small>がっしゅうこく</small> アメリカ合衆国
ベネズエラ	<small>きょうわこく</small> セルビア共和国	ジンバブエ	モンテネグロ
<small>しゅちょうこくれんぽう</small> アラブ首長国連邦			
<small>ぎょうせいく</small> 行政区	<small>ほんこん</small> 香港	マカオ	
<small>こく ちいき</small> (93か国 2地域)			

出典: 愛知県警察ホームページ

http://www.pref.aichi.jp/police/menkyo/99_kokumen.html#teiyaku

(2) 国際運転免許証の更新

こくさいうんてんめんきょしょう こうしん
国際免許証は条約に基づき、各国がそれぞれ発給しているものであり、外国の国際免許証を日本で更新することはできません。

こくさいうんてんめんきょしょう ゆうこうきげん す はつきゅうこく あら しゅとく ひつよう
国際運転免許証の有効期限が過ぎたときは、発給国で新たに取得する必要があります。

ねん いじょうにほん たいざい にほん めんきょしょう しゅとく
もし、あなたが1年以上日本に滞在するならば、日本の免許証を取得しましょう。

(3) 外国運転免許証

がいこくうんてんめんきょしょう
ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証については、日本語の翻訳文が添付さ



にゆうこく ねんかん うんてん にほんご ほんやくぶん がいこくうんてんめんきょしょう はっ
れていれば、入国してから1年間は運転することができます。日本語の翻訳文は外国運転免許証を
きゆう きかん にほん たいしかん りょうじかん にほんじどうしゃれんめい さんしょう ほんやく
給した機関か、日本にある大使館、領事館または日本自動車連盟([JAF・2-4](#) 参照)で翻訳されたもの
かぎ
に限られます。

うんてん しょじ
また、運転するときはこれらの書類とともにパスポートを所持しなければなりません。



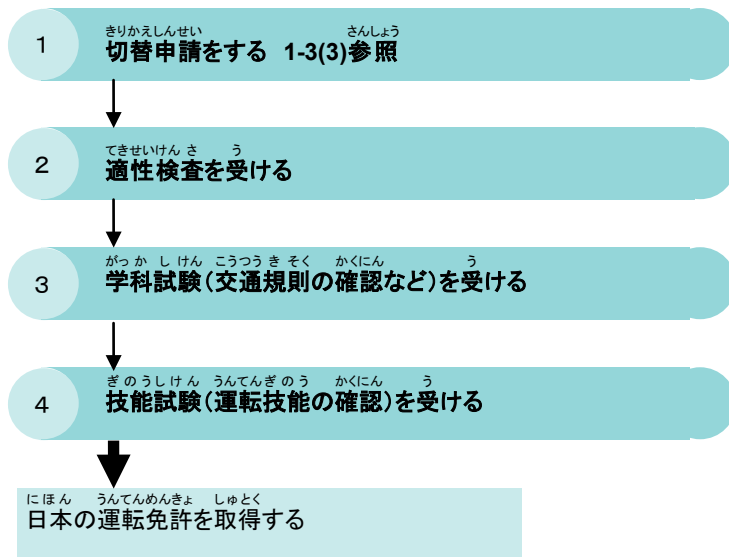
1 運転免許

1-3 日本の免許への切替

(1) 母国の運転免許を持っている人が日本の運転免許に切り替える

あなたが現在、取得している外国の運転免許証が有効であり、取得した日から3か月以上、その国に滞在したことを証明すれば、母国の運転免許証をもとに日本の運転免許に切り替えることができます。そのためには、あなたが住んでいる都道府県警察の運転免許センター、運転免許試験場などで行われる試験(学科と技能の確認問題)を受けなければなりません。

(2) 日本の運転免許への切替手続きの流れ



※日本語が話せない方や書けない方は通訳が必要です。

※フランス、ドイツ、スイス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、イギリス、デンマーク、

アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィンランド、オーストリア、

オーストラリア、ニュージーランド、韓国、カナダ、台湾の22カ国+1地域(2009年3月現在)の免許証の場合は、

上記の3.学科試験と4.技能試験が免除されます。



うんてんめんきょ
1 運転免許

にほん うんてんめんきょ き か ひつようしよるい
(3) 日本の運転免許に切り替えるための必要書類

ひつよう しよるい 必要な書類	ていしゆつさき 提出先	てすうりよ 手数料
<p>うんてんめんきょしんせいしよ しけんじよ 1 運転免許申請書(試験場にありますが)</p> <p>しゃしん まい げつ 2 写真1枚(たて3cm×よこ2.4cm、6カ月以 ない さつえい 内に撮影したもの)</p> <p>がいこくじんとうろくげんひよきさいじこうしよめいしよ がい 3 外国人登録原票記載事項証明書と外 こくじんとうろくしよめいしよ 国人登録証明書</p> <p>ほこく がいこく うんてんめんきょしよ ころふ び 4 母国(外国)の運転免許証(交付日の はい ころふ び しよめい 入っていないものは、交付日を証明でき るもの)</p> <p>めんきょしよ ころてき にほんごほんやくぶん がいこく 5 免許証の公的な日本語翻訳文(外国 ぎよせいちよ りよじ きかん の行政庁、領事機関、またはJAFが はつころ かが 発行したものに限る)</p> <p>しゆつにゆうこくきろく 6 パスポート(出入国記録のあるもの)</p>	<p>きよじゆうち うん 居住地の運 てんめんきょ 転免許センタ ー</p>	<p>しんせいりよ ころふ てすうりよ えんていど 申請料、交付手数料などで、5,000円程度 ひつよう が必要です。</p> <p>てすうりよ しんせい めんきょ しゆるい ただし、手数料は申請する免許の種類によ こと しよさい きよじゆうち うんてんめん り異なりますので、詳細は居住地の運転免 きよ と あ 許センターにお問い合わせください。</p>



うんてんめんきょ
1 運転免許

にほん うんてんめんきょ しゅとく
1-4 日本の運転免許を取得するには

にほん うんてんめんきょしゅとく ひつよう
(1) 日本の運転免許取得に必要なこと

こくせき かんけい つぎ けんさ しけん う がっか しけん えいご じゅけん
国籍に関係なく、次のような検査・試験を受けなければなりません。ただし、学科試験は英語などで受験
かのう ばあい かくにん
可能な場合があるので確認しておきましょう。

う けんさ しけん
●受ける検査・試験

てきせいけん さ 適正検査	しりょく はか 視力などを測ります
がっか しけん 学科試験	こうつうき そくちしき かくにん きほんてき にほんご しゅつだい 交通規則知識の確認(基本的には日本語で出題されます)
ぎじゅつ しけん 技術試験	うんてんぎのう かくにん にほんご しけんかん しじ 運転技能の確認(日本語で試験官が指示をだします)

じどうしゃきょうしゅうじょ かよ
(2) 自動車教習所に通いましょう

にほん じどうしゃきょうしゅうじょ かよ じつぎ がっか べんきょう うんてんめんきょ しゅとく いっぱんてき
日本では「自動車教習所」に通って実技や学科の勉強をして運転免許を取得するのが一般的です。
ふつうじどうしゃいっしゅめんきょ ばあい まんえんぜんご ひよう きかん じどうしゃきょうしゅうじょ
普通自動車一種免許の場合、およそ30万円前後の費用がかかります。期間は自動車教習所によりそれ
ちが ぐわ じどうしゃきょうしゅうじょ と あ していじどうしゃきょうしゅうじょ そつぎょう
ぞれ違いますから、詳しいことは自動車教習所に問い合わせましょう。また、指定自動車教習所を卒業
ぎのうしけん めんじょ こうあんいんかい じっし がっか しけん てきせいけん さ ごうかく めんきょしょう こう
すれば技能試験は免除され、公安委員会が実施する学科試験と適正検査に合格すれば、免許証が交
ふ きょうしゅうじょ こうぎ しけん おな にほんご おこな
付されます。教習所のすべての講義は、試験と同じように日本語で行われます。



1 運転免許

1-5 運転免許の有効期間・住所変更

(1) 運転免許の有効期間と失効

運転免許の有効期間は、免許証の交付日から3回目の誕生日の1ヵ月後までです。その後は免許証の保有期間や違反の有無により、3年または5年ごとの更新となります。更新期間が近づくと「運転免許更新のお知らせ(運転免許証更新通知書)」のはがきが郵送され(住所が変わった場合、警察にも住所変更の届出をしておかないと、更新の連絡はがきは届きません)、指定の運転免許センター、または警察署で更新の手続きをします。更新時には適性検査と更新時講習を受けることになります。更新するのを忘れると運転免許が失効(無効)となり、新たに免許試験を受け直さなければなりませんから、注意しましょう。

(2) 住所が変わったら

住所が変わったときは、運転免許証に書かれた住所地の変更手続きをする必要があります。新しい住所を証明するもの(外国人登録証明書、健康保険証など)を持って、転居先の警察署もしくは運転免許センターなどで手続きをしてください。



うんてんめんきょ
1 運転免許

うんてんめんきょ ていし と け
1-6 運転免許の停止・取り消し

にほん てんすうせいど
(1) 日本の点数制度

てんすうせいど こうつうじ こ しんごうむ し そくど ちゅうしゃいはん たい てんすう いはん
 点数制度とは交通事故のほか、信号無視や速度オーバー、駐車違反などに対して点数をつけ、違反を
 おか てんすう かさん ねんかん ごうけいてん いてい きじゆん たつ めんきよとりけ めんきよていし
 犯すたびに点数を加算し、3年間で合計点が一定の基準に達したとき、免許取消しや免許停止などの
 しょぶん あた か こ ねんい ない ぎょうせいしょぶん う ばあい てん てん うんてんめん
 処分を与えるものです(過去3年以内に行 行政処分を受けたことがない場合、6点から 14点までは運転 免
 きよ こうりよく ていししょぶん てんいじょう と け しょぶん とく に じこ いんしゅうてん しゆきお
 許の効力の停止処分に、15点以上は取り消し処分になります)。特にひき逃げ事故や飲酒運転(酒気帯び
 うんてん むめんきようんてん あくしつじゅうたい いはん ぎょうせいしょぶん おも
 運転)、無免許運転などは悪質 重大な違反であり行 行政処分も重くなります。

かる いはん こうつうはんそくつうこくせいど
(2) 軽い違反は交通反則通告制度

ひかくてきかる こうつういはん はんそくこうい おか ばあい こうつういはん げんば けいさつかん あお かみ こうつうはんそく
 比較的軽い交通違反(反則行為)を犯した場合は、交通違反の現場で、警察官から青い紙(交通反則
 こくちしょ かりのうふしょ わた のうふ きげんない ひ ふく ようか いない ゆうびんきよく ぎんこう はんそく
 告知書)と仮納付書を渡されますので、納付期限内(その日を含めて 8日以内)に郵便局か銀行に反則
 きん おさ てつづき お いはんてんすう かさん おも こうつういはん てんすう はん
 金を納めれば手 続 は終わります(もちろん違反 点数は加算されます)。ちなみに主な交通違反の点数と反
 そくきん がく つぎ とお
 則金の額は次の通りです。

おも こうつういはん てんすう はんそくきん がく
●主な交通違反の点数と反則金の額

こうつういはん しゆるい 交通違反の種類	てんすう 点数	はんそくきんがく おおがた 反則金額(大型)	はんそくきんがく ふつう 反則金額(普通)	はんそくきんがく じどうにりん 反則金額(自動二輪)
そくど ちようか いじょう みまん 速度超過(25 km以上 30 km未満)	3	えん 25,000 円	えん 18,000 円	えん 15,000 円
ほうち ちゅうしゃい はん ちゅうしゃきん し ばしよとう 放置駐車違反(駐車禁止場所等)	2	えん 21,000 円	えん 15,000 円	えん 9,000 円
ちゅうていしゃい はん ちゅうしゃきん し ばしよとう 駐停車違反(駐車禁止場所等)	1	えん 12,000 円	えん 10,000 円	えん 6,000 円
しんごうむ し あかいろとう 信号無視(赤色等)	2	えん 12,000 円	えん 9,000 円	えん 7,000 円
つうこうきんし いはん 通行禁止違反	2	えん 9,000 円	えん 7,000 円	えん 6,000 円
つうこうくぶんい はん 通行区分違反	2	えん 12,000 円	えん 9,000 円	えん 7,000 円



交通違反の種類	点数	はんそくきんがく おおがた 反則金額(大型)	はんそくきんがく ふつう 反則金額(普通)	はんそくきんがく じどうにりん 反則金額(自動二輪)
おいこ いはん 追越し違反	2	えん 12,000 円	えん 9,000 円	えん 7,000 円
こうさてんあんぜんしんこうぎ む いはん 交差点安全進行義務違反	2	えん 12,000 円	えん 9,000 円	えん 7,000 円
けいたいでんわ しょうとう ほ じ 携帯電話使用等(保持)	1	えん 7,000 円	えん 6,000 円	えん 6,000 円



2 自動車の保有・使用

自動車の保有・使用者には、登録、保管場所の確保、自動車の検査、強制保険の加入などの法的義務があります。また、自動車の購入代金のほか、ガソリン代はもちろん保険料、車検代、自動車税、修理代などの費用がかかることも覚えておきましょう。

2-1 自動車の登録

次のようなときは所在地を管轄する運輸支局で登録が必要で、すべての自動車はナンバープレートをつけなければなりません。登録の手続きは自動車を購入したお店などで代行してもらうこともできます。また、自動車を購入し、登録するには実印(D [その他の届出5印鑑](#) 参照)が必要です。

登録が必要な場合	登録先
<ul style="list-style-type: none"> 自動車を購入したとき 所有者の住所や氏名が変わったとき 自動車を譲ったり、譲ってもらったとき 自動車を廃車にしたとき ナンバープレートを紛失したとき 	所在地を管轄する運輸支局



2 自動車の保有・使用

しゃ こしょうめい

2-2 車庫証明

じどうしゃ ほゆう しゃ こしょうめい ちゆうしゃじょう どうろ いがい ぼしょ かくほ しょうめい
自動車を保有するには、車庫証明（駐車場を道路以外の場所に確保していることを証明するもの）が
ひつよう
必要です。

ちゆうしゃじょう かくほ じぶん す ちく けいさつ じどうしゃ ほかん ぼしょしょうめいしんせいしょ ていしゅつ しょう
駐車場が確保できたら、自分の住んでいる地区の警察に自動車保管場所証明申請書を提出し、証
めいしょ ほかん ぼしょひょうしょう しゃ こしょうめい はっこう
明書と保管場所標章（車庫証明）を発行してもらいます。



2 自動車の保有・使用

2-3 自動車の検査(車検)

自分の車が法律に定められた基準に合っているか、一定期間ごとにチェックするのが、自動車の検査、いわゆる車検です。この検査に合格して自動車検査証(車検証)の交付を受けていない車は公道を走ることができません。車検の有効期間は自家用車の場合2年(新車の自家用車だけ初回は3年)で、2年ごとに検査を受けなければなりません。点検が終了すると四角のステッカーを受け取りますから、車のフロントガラスに貼っておかなければなりません。

車検の手続や検査は、業者に代行してもらおうと手数料がかかりますが、スムーズにできます。自分で手続をする場合は最寄りの運輸支局に問い合わせてください。



じどうしゃ ほゆう しよう
2 自動車の保有・使用

しゃだんほうじんにほんじどうしゃれんめい
2-4 JAF(社団法人日本自動車連盟)

しゃだんほうじんにほんじどうしゃれんめい くるま じこ こしよう お じかんねんじゆうむきゆう きゆうえん
JAF(社団法人日本自動車連盟)は、車の事故や故障が起きたときに、24時間年中無休の救援サ
おこな かいいん ねんかいひ ひつよう じようほう ていきよう
ービスを行っています。そのほか、会員(年会費が必要です)になるとドライブ情報の提供などさまざまな
とくてん う
特典を受けることができます。

がいこくうんてんめんきょしよう ほんやくぶん はっこう
(1) 外国運転免許証の翻訳文の発行

がいこくうんてんめんきょしよう にほん めんきょ きりかえしんせい がいこくめんきょしよう ほんやくぶん にほんご ひつ
外国運転免許証から日本の免許に切替申請をするときには外国免許証の翻訳文(日本語)が必
よう にほんご ほんやくぶん ざいにちがいこくたいし かん りようじかん がいこくうんてんめんきょしよう はっこう
要です。日本語による翻訳文は、JAF、在日外国大使館、領事館または外国運転免許証を発行した
きかん はっこう みと
機関が発行したものだけが、認められています。

しんせいてすりよう めんきょしよう けん えん ゆうそう しんせい ばあい へんそうりよう はいたつきろくゆうびん
申請手数料は免許証1件につき3,000円、郵送による申請の場合は、返送料として配達記録郵便
だい えん べつとひつよう
代290円が別途必要です。

●JAF ホームページ

にほんご
<http://www.jaf.or.jp/index.htm> (日本語)

えいご
<http://www.jaf.or.jp/e/index.htm> (英語)

しんせいほうほう
●申請方法

ひつよう しよるい 必要な書類	しんせいほうほう 申請方法	しんせいまどぐち 申請窓口	しんせいてすりよう 申請手数料
1 外国免許証翻訳文発行申請書	ちよくせつ まどぐち 直接JAF窓口へ、ま	かくしぶ ほんやく JAF 各支部の翻訳	えん 3,000 円 ゆうそう ばあい <郵送の場合>
2 外国運転免許証のコピー	まどぐちあて げんきん または窓口宛に現金	ぶんはっこうまどぐち 文発行 窓口	へんそうりよう はいたつき 返送料として配達記
3 外国人登録証明証のコピー※	かきとめ ゆうそう 書留で郵送		ろくゆうびんだい えん ひつ 録郵便代290円も必 よう 要

ご きさい めんきょしよう だいかんみんこく はっこう めんきょしよう ばあいひつよう
※アラビア語で記載された免許証、大韓民国、タイ、ミャンマー、ロシアなどで発行の免許証の場合必要



(2) 改訂版「外国語版交通の教則」の販売

運転免許を取得するとき、自動車運転免許試験場の学科試験を受けるための「交通の教則」[(財)全日本交通安全協会発行]というテキストがあります。日本語版のほか、外国語版「交通の教則」(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ハングル、ペルシャ語の6カ国語)をJAFで発行しています。日本語版は自治体によっては無料です。その他の言語に関しては1冊1,000円(消費税込み、送料別)で販売しています。

詳しくは下記の JAF ホームページをご覧ください。

<http://www.jaf.or.jp/index.htm>



3 バイク、自転車の保有・使用

バイク、自転車にも登録制度や駐輪の規則などがあります。

3-1 バイクの登録

排気量が125ccを超えるバイクは、地域の陸運支局（自動車検査登録事務所）へ登録手続きを行い、ナンバープレートの交付を受けることが必要です。原動機付自転車（125cc以下のもの）は、住んでいる市区町村の役所へ申告が必要です。

3-2 自転車の防犯登録

自転車には防犯登録制度があります。ほとんどの場合、購入した店で手続きできます。

3-3 駐輪

(1) 放置禁止区域

駅前など、条例で自転車やバイクを置いてはいけないと定められている区域（放置禁止区域）があります。その区域に自転車やバイクを止めると強制的に撤去されて、所定の保管場所に移動されます。

(2) 撤去自転車の返還

撤去された自転車を引き取る場合には、かぎと外国人登録証明書や運転免許証などの身分証明書が必要です。撤去されると保管料や移動料を払わないと返してもらえない場合があります。その場合は撤去と保管に要した料金を請求されます。

放置禁止区域標識





4 交通規則

にほん こうつうきそく

4-1 日本の交通規則

にほん ほんこうしゃ じどうしゃ じてんしゃ こうつう き にほん こうつう
日本では歩行者、自動車やバイク、自転車など、それぞれに交通ルールが決められています。日本の交通
はや ただ おぼ あんぜん せいかつ おく
ルールを早く、正しく覚えて、安全な生活を送りましょう。

きほんてき こうつう

(1) 基本的な交通ルール

ほんこうしゃ ひと ほどう どうろ どうろ みぎはし ある じどうしゃ じてんしゃ しゃどう
歩行者(人)は歩道がない道路では道路の右端を歩かなければなりません。また、自動車や自転車は車道
ひだりがわ ぶぶん つうこう
の左側部分を通行しなければいけません。

ほんこうしゃ じてんしゃ じどうしゃ ほこうしゃ ゆうせん まも ひと じゅうぶんちゅうい
歩行者と自転車や自動車では、歩行者が優先です。そのルールを守らない人もいますので十分注意して

ください。

こうつうしんごう どうろ ひょうしき したが まも ひと じゅうぶんちゅうい
交通信号と道路標識に従わなければなりません。そのルールを守らない人もいますので十分注意して

ください。



おも こうつうひょうしき
● 主な交通 標 識

いちじていし 一時停止 くるま じてんしゃ と 車・自転車はいったん止ま ります	じょこう 徐行 しゃりょうとう ていし 車両等は停止できるような そくど しんこう 速度で進行します	しゃりょうしんにゆうきん し 車両進入禁止 くるま さきは 車はこの先は入れませ ん	つうこうどめ 通行止 ほこうしゃ じてんしゃ くるま とお 歩行者と自転車、車は通 ってはけません
しゃりょうつうこう ど 車両通行止め くるま とお 車は通れません	いっぽうつうこう 一方通行 くるま やじるし ほうこう 車は矢印の方向にのみ すす 進めます	していほうこうがいしんこうきん し 指定方向外進行禁止 くるま やじるし ほうこう すず 車は矢印の方向のみ進 めます	きん し じ かんないちゆうていしやくきん し 禁止時間内駐停車禁止 くるま してい じ かんないちゆうしゃ 車は指定時間内駐車・ ていしや 停車できません
きん し じ かんないちゆうしゃきん し 禁止時間内駐車禁止 くるま してい じ かんないちゆうしゃ 車は指定時間内駐車で きません	ほ こうしゃおうだんきん し 歩行者横断禁止 ほ こうしゃ おうだん 歩行者は横断してはいけま せん	ほ こうしゃおよ じてんしゃせんよう 歩行者及び自転車専用 ほ こうしゃ じてんしゃ とお 歩行者と自転車は通れま す	ほ こうしゃせんよう 歩行者専用 ほ こうしゃ とお 歩行者のみ通れます



(2) 歩行者の基本ルール

歩道があるところでは、必ず歩道を歩きましょう。



歩道のないところでは、道路の右側を歩きましょう。

急ぐときでも、必ず信号を守りましょう。



駐・停車をしている車の間から道路を横断するのはやめましょう。



必ず横断歩道や歩道橋を渡りましょう。横断歩道や歩道橋がない場合は、左右をよく見て、車のこないことを十分確認してから渡りましょう。





(3) 自転車の基本ルール

じてんしゃ きほん



じてんしゃ しゃどう ひだりはし
自転車は、車道の左端
とお
を通りましょう。

ほか じてんしゃ へいそう
他の自転車との並走は

やめましょう。



くるま ほこうしゃ うご
車や歩行者の動き
じゆうぶんちゆうい
に、十分注意しまし
よう。



じてんしゃ つうこう ひようしき ほどう
自転車が通行できる標識のある歩道では、
じてんしゃ つうこう
自転車は通行できます。



ほどう ほこうしゃ ゆうせん ほどうじよう もう はし
歩道は歩行者が優先です。歩道上を猛スピードで走ったり、ベルを
な鳴らして歩行者をよけさせてはいけません。また、歩行者の通行を
さまた ばあい いちじていし
妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。



やかん かなら
夜間は必ずライトをつけましょう。



いちじていし ひようしき かなら いちじていし
一時停止の標識のあるところでは、必ず一時停止
さゆう あんぜん たし
をして左右の安全を確かめましょう。



しんごうき こうさてん かなら しんごうき つうこう
信号機のある交差点では、必ず信号機にしたがって通行し
ましよう。横断歩道に自転車横断帯が併設されている場合
おうだんほどう じてんしゃおうだんたい へいせつ ばあい
は、その自転車横断帯を通りましょう。

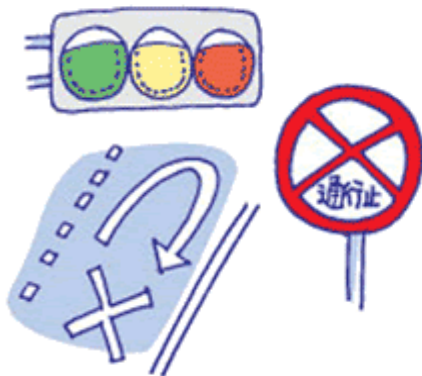


(4) 自動車やバイクの基本ルール

運転免許を取得していない人やお酒を飲んだ人は、絶対に自動車やバイクの運転をしてはいけません。これらの行為は大変危険なので、重い処罰が課せられています。



自動車に乗るときは、運転する人や同乗する人は必ずシートベルトを着用しなければいけません。6歳未満の幼児を乗せるときは、必ずチャイルドシートを使用しなければいけません。バイクに乗るときは必ずヘルメットを着用しなければいけません。



交通信号、交通標識、道路標示に従わなければいけません。



運転中は携帯電話をつかってはけません。



一時停止の標識のあるところでは、必ず一時停止をして左右の安全を確認しなければいけません。



横断歩道で、渡ろうとしている人がいたら、必ず止まって先に通さなければいけません。



日本では高齢者の事故が多発しています。高齢者を見かけたら、とくに思いやりのある運転を心がけましょう。



5 交通事故

最近、外国人の方が交通事故を起こすケースが増えてきています。交通事故はいつ、どこで起きるかわかりません。もしもの場合を想定して、事故を起こした場合には、事故にあった場合には、保険についてなどを紹介します。

5-1 交通事故と自動車保険

(1) 交通事故を起こした場合は

交通事故の加害者になってしまったら、ただちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険防止の措置を取った後、警察に連絡しましょう。

<p style="text-align: center;">けいさつ れんらく</p> <p>1. 警察 へ連絡</p>
<p>他の交通のじゃまにならないような安全な場所へ車を止め、警察(電話110番)に速やかに通報し、負傷者がいた場合は救急車の手配を依頼し、負傷者の安全を確保します。</p>
↓
<p style="text-align: center;">げん ば けんしやう</p> <p>2. 現場検証</p>
<p>警察が到着したら、事故の現場を確認してもらいます。警察官が現場に到着するまで立ち去らずにその場所にいます(負傷している場合を除く)。このことを怠ると、後々(のち)保険金が出ない場合があります。</p>
↓
<p style="text-align: center;">たが かくにん</p> <p>3. お互いの確認</p>
<p>事故の相手に自分の住所・氏名・連絡先を告げるとともに、相手方の確認もしましょう。</p>
↓



4. 保険会社に連絡

れんらく ほけんがいきしや れんらく
連絡をしないと、保険金が支払われなくなる場合があります。保険会社は事故後のアドバイスや、被害者との話し合いを引き受けてくれたりするので、被害者との交渉は保険会社を通して行うようにしましょう。

こうつうじ こ ばあい
(2) 交通事故にあった場合は

1. お互いの確認

じ こ あいて じゅうしょ しめい でんわ ばんごう くるま かくにん
事故の相手の住所、氏名、電話番号、車のナンバーなどを確認しましょう。その際、相手にも、自分の名前、住所、電話番号を必ず告げてください。

↓

2. 警察へ連絡

ただちに最寄りの警察(電話110番)に連絡。後日、事故の相手や保険会社に被害補償を請求するために、交通事故証明が必要になりますから、必ず警察に連絡しましょう。

↓

3. 病院に行き、診断書を作成

事故の相手や保険会社に治療費などを請求するときに必要です。けがの程度が軽くても、必ず医師の診断を受け診断書をつくってもらいましょう。

↓

4. 就労証明書を作成

仕事ができないほどのけがをした場合は事業主(会社)に連絡し、就労証明書を作成してもらいましょう。事故の相手や保険会社に休業損害の請求を行うときに、事業主が作成した就労証明書が必要となります。



※ 交通事故でけがをした場合は、事故の相手の自賠責保険や任意保険で補償が受けられます。

※ 勤務中や通勤途中で交通事故にあった場合、労災保険からも補償が受けられます。

(3) 強制保険(自動車損害賠償責任保険)

保険には強制保険と任意保険の2つの保険があります。日本ではすべての自動車の所有者は自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)に加入することが法律で義務付けられていて、自動車の購入時や車検のときに、自動的に加入されます。この保険は自動車またはバイクを運転中に他人を死傷させた場合のみ適用され、被害者の損害を限度額まで補償するものです。

事故によっては多額の賠償金がかかることがあり、自賠責保険では最低限の補償がなされますが、十分ではないので、さらに任意保険に入ることをおすすめします。

(4) 任意保険

強制保険の対象とならない対物損害(他人の物を壊すなどの事故)や車両損害(自動車を盗まれる)や、強制保険の対象となる対人損害であっても、事故の賠償額が自賠責保険の支払いを超える損害などのときに支払われます。

任意保険は民間の保険会社で加入できます。



5 交通事故

5-2 交通事故相談と交通災害共済

(1) 交通事故相談

交通事故の被害者や加害者になってしまった場合は、早めに専門の相談機関で相談をしましょう。経験豊富な相談員が対応してくれます。複雑な問題には弁護士が助言してくれます。相談は無料で、秘密は保持されます。

相談機関は各市町村に問い合わせてください。

(2) 交通災害共済

加入者が日本国内の自動車やバイクによる交通事故に遭った場合に、見舞金が受けられる制度です。

制度については各市町村に問い合わせてください。



5 交通事故

5-3 損害賠償と算定方式

(1) 損害賠償

交通事故で被害者になったときに請求できる損害賠償には大きく分けて次の4つがあります。

<ul style="list-style-type: none"> 治療関係費 	<ul style="list-style-type: none"> 休業損害補償
<ul style="list-style-type: none"> 慰謝料 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡や後遺障害による補償(逸失利益・慰謝料)

このうち、午前8時から午後5時までに事故に遭った場合には休業損害補償で補償されますが、それ以外の時間では、慰謝料が適用されます。

(2) 損害賠償の算定方法

損害賠償の算定方法には自賠責保険、任意保険、弁護士会の算出方法によって違いがあります。

自賠責保険の場合	治療期間中の治療費などの補償は上限が120万円です。それ以外に後遺症が残った場合は後遺症の等級によって保険金が支払われます。自賠責保険は被害者側に重大な過失がない限り、基本的にカットされることはありませんが、ほとんどが治療費につかわれ、休業補償や慰謝料がわずかしか残らない場合も多くあります。
任意保険	加害者が加入している任意保険によって上限があります。
弁護士会の算出方法	日本弁護士会が民事訴訟の際に算定している方法。 また、交通事故の責任が、加害者側に多いのか、被害者側に多いのかを判断する「過失割合」という考え方があり、その過失割合に応じて損害賠償額は変わってきます。